

家畜改良増殖法第十六条第二項に規定する講習会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月三十日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県規則第五十五号

家畜改良増殖法第十六条第二項に規定する講習会に関する規則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法第十六条第二項に規定する講習会に関する規則（昭和六十二年千葉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表中「七時間
三時間」を「七時間
五時間」に改め、「繁殖生理」の下に「（神経・内分泌及び雌繁殖生理）」を、「精子生理」の下に「（雄繁殖生理）」を、「種付けの理論」の下に「（妊娠と分娩）」を加え、「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、同項第二号の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、同条第二項第一号の表中「七時間
三時間」を「七時間
五時間」に改め、「繁殖生理」の下に「（神経・内分泌及び雌繁殖生理）」を、「精子生理」の下に「（雄繁殖生理）」を、「種付けの理論」の下に「（妊娠と分娩）」を加え、「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、同項第二号の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、同条第三項第一号の表中「七時間
三時間」を「七時間
五時間」に改め、「繁殖生理」の下に「（神経・内分泌及び雌繁殖生理）」を、「精子生理」の下に「（雄繁殖生理）」を、「種付けの理論」の下に「（妊娠と分娩）」を加え、「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加え、同項第二号の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、「処理」の下に「及び保存」を加える。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。